

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13604

研究課題名(和文) 法令の経過規定に関する基礎理論及び立法指針の比較法的研究

研究課題名(英文) Comparative Legal Research on Basic Theories and Legislative Guidelines for the Transitional Provisions

研究代表者

齋藤 健一郎 (Saito, Kenichiro)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：60756881

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、法令の経過規定に関して、基礎理論の研究、および立法指針となるであろう基準の実践的な研究を行った。

第一に、日本法を中心に、主に附則に置かれる経過規定を整理・分類することを通じて、法令の経過規定の実務上の立法指針の研究を行った。第二に、フランス法の学説を対象として、経過規定の問題の基礎理論の研究を行った。第三に、上記の理論モデルに沿って、日本の裁判例を整理することを試みた。第四に、フランス法の理論モデルを参照しながら、法令の時間的適用範囲に関する分析・検討枠組みの構築を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

法令の経過規定をめぐる立法論・政策論と法理論とが複雑に交錯すると考えられるが、これまで法理論的研究は少なかった。本研究は、法理論的観点から研究を行い、分析・検討の枠組みを示した。特に、この問題について古くから研究蓄積のあるフランス法を参照し、理論モデルの提示を試みた。これにより、経過規定の立法実務や、これを解釈・適用する司法の場において、新法を適用すべきか否かの問題について、個々の事情に応じてケース・バイ・ケースで検討するだけでなく、法理論的な観点から体系的に検討することが可能になる。こうした点に、本研究には立法論や解釈論上の意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)： This study is a fundamental theoretical and practical study of the transitional provisions of laws.

First, by organizing and classifying the transitional provisions, mainly in Japanese law, the study was conducted as a practical guideline for the legislation of the transitional provisions of laws. Secondly, the study of the basic theory of the transitional provision problem was conducted on the French law doctrine. Third, it attempted to study Japanese court cases in accordance with the French theoretical model. Fourthly, we attempted to develop a framework for examining the temporal application of laws.

研究分野：行政法学

キーワード：時際法 遡及効 時間的適用 経過規定 経過措置 既得権

1. 研究開始当初の背景

法令の経過規定に関する立法実務をみると、以下のような課題があるように思われる。(1) 個々の法令ごとに経過規定が整備されているが、複雑・難解となっている場合が多い。(2) 経過規定が既存の事業者などの権利利益を過度に尊重していたり、前例踏襲主義によって硬直している場合がある。その結果、新法を制定しても、その立法目的が十分に達成されないことがある。(3) 逆に、経過規定が不十分な場合もあり、この場合、私人・事業者が不測の不利益を被りかねない。法律の不遡及原則や信頼保護・法的安定性の原則との関係からは、適切な経過規定のあり方が問題となる。こうした課題がありながら、日本法においては、どのような具体的基準・考慮に基づき経過規定の有無やその内容を検討すべきかが明らかでない、という立法政策的・法理論的な不備があった。

2. 研究の目的

上記の背景から、本研究は、法令の経過規定に関して、基礎理論の研究、および立法指針となる基準の実践的な研究を行うこととした。主に、研究目的として、以下の二点を設定した。

第一に、日本法の経過規定について、主要な法令の制定時や各改正に際して置かれた経過規定を分析し、経過規定の立法指針を明らかにすることである。第二に、フランス法の判例・学説を研究することにより、経過規定の基礎理論を提示することである。フランス法では、経過規定の主要内容である法令の時間的適用範囲の画定について、学説・判例により古くから理論的分析が行われてきた。そこで、フランス法上の判例・学説を参照することにより、経過規定の前提となる時間的適用範囲の問題に関する理論的な分析・検討枠組みの構築を目指すこととした。

3. 研究の方法

上記2の第一点に関しては、主要な法令の制定時から各改正に際して置かれた経過規定を整理・分類し、類型化を試みた。この研究にあたっては、経過規定それ自体だけでなく、ある経過規定が置かれた背景事情や立法過程での議論を調査するとともに、政策論・法理論などの観点からも分析を行い、立法指針の現状と問題点を明らかにした。

上記2の第二点に関しては、法令の時間的適用範囲に関する理論的な分析・検討枠組みを構築することを目指し、フランス法の判例・学説を調査・分析した。研究対象は、個々の法律の適用範囲に関する解釈論よりも、法概念や一般理論を中心とした。

4. 研究成果

(1) 遡及効を認める経過規定の分析を通じて、「遡及効」の概念について、立法上の規定例や、判例・学説の総合的な研究を行った。これにより、判例では手続法と実体法を区別していること、実体法については不遡及が原則であること、実体法に関して遡及効を認める場合には「この法律の施行前に生じた事項にも適用する」という経過規定が置かれるとともに、この場合には施行前にすでに効力が生じた事項に対してであっても遡及効が及ぶこと、また、遡及効を制限する場合には「旧法によって生じた効力を妨げない」という経過規定が置かれること、判例上の遡及効の概念においては、法律関係の形成を基準としており、過去・既存の法律関係に影響を及ぼす場合には遡及効があると解されること、などを明らかにした。

(2) 法令の経過規定の立法実務をみると、例えば既存の建築物等に対する建築基準法の適用の問題をめぐっては、「遡及適用」の概念が不明確なままに新法の適用を抑制する方向で用いられており、その結果、新たな状況に対応するための新法の制定や適用を抑制することがある。既存の建築物等の所有者の事情に配慮すべきことは勿論であるとしても、法律の時間的適用のあり方は遡及だけではないと考えられることから、この点の理論的な整理をすることで、状況に対応するための新法の制定・適用のあり方を検討すべきものと思われる。

平成23年の鉱業法の改正においても、特定区域制度の創設に際して、すでに鉱業権の設定を受けている事業者や、すでに出願をしており優先権を有する事業者に対しては、改正後においても特定区域制度を適用せず、優先権を持ちつづけることが認められた。ここでは、手続上の権利が維持されたと解されるが、純粹に手続に関する事項であれば新法が直ちに適用されるのが通例である。鉱業法の改正におけるような手続上の権利の取扱いについては、理論的に更なる検討が求められる。

これに対して、平成28年の法改正による再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の見直しに際しては、旧法下で発電設備に係る認定を受けているが事業を開始していない事業者については、施行日付で旧認定は失効することとされた。これは旧法下で得た認定を無効としており、理論的にみて、これは遡及適用を認めるものかという問題があるが、立法過程ではこうした

問題がどのように検討されたのかは明らかでない。これはあくまで一例であるが、立法実務においては、重要な経過規定について理論的な整理やそれに基づく検討がされていない場合があるという課題が見受けられるところである。

(3) 法令の時間的適用範囲をめぐっては、日本における従来の学説・判例では、遡及効の問題が中心に論じられてきたが、フランス法においては、遡及効に加えて、法令が既存の事実について将来的に効力を及ぼすものを即時効として位置づけ、また、旧法上の取扱いを新法の施行後においても維持することを旧法存続として位置づけている。遡及効は明文の法律規定がない限り原則許されない一方で、新法には即時効があることが原則であり、旧法存続は即時効の例外とされる。より具体的には、以下のようにして法令の時間的適用範囲が理論的に画定される。

すなわち、a) 不遡及原則により、新法は、旧法下で形成された法的地位の有効性を覆したり、旧法下で消滅した法的地位を形成し直すことはできず、また、旧法下では生じなかった法的地位を遡って形成すること、すでに生じた法効果を変更することはできない。フランスでは法律(民法典 2 条)により不遡及原則が定められているため、個別の法律に明文規定がある場合にのみ、遡及効は許容される。

b) 即時効の原則により、新法は、形成中・消滅中の地位や継続的事実、継続的地位の将来的効果に対しては直ちに適用できる。

c) 新法の即時効の例外としての旧法の存続は、個別の法律に明文規定がある場合のほか、解釈により導くことも可能である。継続中の契約的地位については、通例、旧法の存続が認められている。

もっとも、以上はフランス法における一つの理論モデルであり、フランス法学説は現在でも理論研究を進めているようである。本研究は経過規定の問題を中心としたが、今後、法令の時間的適用範囲の問題(時際法論)それ自体に関する理論研究を進める必要がある。

(4) 上記の理論モデルに沿って、日本法における法令の時間的適用範囲に関する分析・検討枠組みの構築を試みた。すなわち、「行政法の時に関する効力」の総合的な分析を行った。一定の理論モデルを参考に裁判例の調査を進めたところ、日本法においても、法令の時間的適用範囲が問題となった多くの裁判例があることが判明した。これらは、様々な法分野に関連するものであるが、時間的適用範囲という観点からの総合的分析はなされていない。こうした状況のため、本研究において当初は、日本法の裁判例の分析に重点を置いてはいなかったが、この点の研究を進めることとした。判例は膨大であるが、少なくとも各事件の結論部分は、上記(3)のフランス法の理論枠組みとも整合的であるように思われ、したがって、これに沿って裁判例の整理分析を行った。こうした点からは、フランス時際法論は日本法の議論枠組みとしても有用であると結論づけることができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 齋藤健一郎	4. 巻 70(1)
2. 論文標題 時際法の判例(平成27年から平成29年)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小樽商科大学商学討究	6. 最初と最後の頁 143-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齋藤健一郎	4. 巻 69(2・3)
2. 論文標題 時際法論の体系 ポール・ルビエの時際法論を中心として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 小樽商科大学商学討究	6. 最初と最後の頁 217-270
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齋藤健一郎	4. 巻 68(2・3)
2. 論文標題 遡及立法における経過規定の解釈問題 裁判例の総合的分析	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 小樽商科大学商学討究	6. 最初と最後の頁 217 - 269
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齋藤健一郎	4. 巻 68(4)
2. 論文標題 昨今における法令の経過規定をめぐる諸問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 小樽商科大学商学討究	6. 最初と最後の頁 65 - 99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 齋藤健一郎
2. 発表標題 フランス法における経過規定をめぐる動向
3. 学会等名 フランス行政法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 齋藤健一郎
2. 発表標題 厚生年金保険法附則8条に基づく特別支給の老齢厚生年金に係る退職改定における受給権者要件の要否 最判平成29年4月21日民集71巻4号726頁（判時2340号64頁）
3. 学会等名 行政判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤健一郎
2. 発表標題 法律・条例の理想と現実 附則から見えてくること
3. 学会等名 北海道道央・道南地区監査委員協議会 事務局職員研修会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考